豊田都市計画緑化地域の計画書

(豊田市決定)

豊田都市計画緑化地域の決定(豊田市決定)

都市計画緑化地域を次のように決定する。

種類	面積	緑化率の最低限度		備考
緑化地域	約 196ha	建ペい率が 6/10 の地域	1.5/10	
		建ペい率が 8/10 の地域	0.5/10	

次に該当する建築物については、上記に定める緑化率の規定は適用せず、下 記に定める緑化率を適用する。

- 1 建ペい率が 6/10 の地域において、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 53 条第 3 項の規定により、建ペい率が 6/10 を超え 8/10 以下となる建築物 の緑化率の最低限度は 0.5/10 と定める。
- 2 高度利用地区内にあっては、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条 第 3 項(第 2 号チに係る部分に限る。)の規定により定められた建築物の建ペい率の最高限度とする。当該建ペい率が 6/10 以下となる建築物の緑化率の最低限度は 1.5/10 と定め、当該建ペい率が 6/10 を超え 8/10 以下となる建築物の緑化率の最低限度は 0.5/10 と定める。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

(注意事項)

- 1 緑化率は都市緑地法(昭和48年法律第72号)第34条第2項に規定する緑 化率をいう。
- 2 建ペい率は建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ペい率の最高 限度とする。

理 由

建築物の敷地内の緑化により、良好な都市環境の形成を促進するため、新たに緑化地域を指定するものである。